

市有財産売却公告

次のとおり一般競争入札により市有財産の公売を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 20 日

桜井市長 松井 正剛

1 一般競争入札に付する市有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、紀尾井町戦略研究所（株）が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI 官公庁オークション」という。）による。

| 売却区分番号 | 物件名称 | 車両登録年度 | 排気量 | 走行距離 | 予定価格 | 入札保証金 |
|--------|---------------------|--------|-------|------------|----------|---------|
| R5-1 | スズキ ワゴンR 軽自動車 | H16 年度 | 0.65ℓ | 40,343 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-2 | トヨタ コースター マイクロバス | H15 年度 | 2.83ℓ | 103,591 km | 30,000 円 | 3,000 円 |
| R5-3 | 三菱 デリカ 普通自動車 | H14 年度 | 2.35ℓ | 66,339 km | 20,000 円 | 2,000 円 |
| R5-4 | ニッサン ADバン 小型貨物 | H17 年度 | 1.49ℓ | 79,107 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-5 | ホンダ ライフ 軽自動車 | H17 年度 | 0.65ℓ | 90,263 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-6 | ニッサン アトラス 給水タンク車 | S60 年度 | 1.59ℓ | 3,989 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-7 | ダイハツ ハイゼット 軽ダンプ | H5 年度 | 0.65ℓ | 49,147 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-8 | いすゞ ファーゴ 福祉車両車 | H11 年度 | 2.38ℓ | 147,226 km | 10,000 円 | 1,000 円 |
| R5-9 | ダイハツ ムーブ 軽自動車 | H11 年度 | 0.65ℓ | 113,870 km | 10,000 円 | 1,000 円 |

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者でないこと。また、個人又は法人の役員等が、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (4) 個人又は法人の役員等が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者。
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者。
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記(2)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 桜井市が定める桜井市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「市ガイドライン」という。)及び KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及びガイドライン等の内容を承諾、順守できること。
- (9) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (10) 「3 一般競争入札の参加申込等」によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込等

一般競争入札に参加しようとする者は、KSI 官公庁オークションで参加の仮申込など一連の手続きを行うこと。

参加申込(本申込)は、仮申込手続きを完了した後、下記のとおり、申請すること。

- (1) 場 所 「14 お問い合わせ先」
- (2) 方 法 持参または郵送
- (3) 申請期間 令和 5 年 10 月 20 日(金)午後 1 時から令和 5 年 11 月 7 日(火)午後 2 時まで
(郵送の場合は、11 月 7 日(火)消印有効)

4 入札保証金の納付

- (1) 入札に参加しようとする者は、物件ごとに定められた入札保証金を、入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の額は、「1 一般競争入札に付する市有財産物件」の表に記載の額とする。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き開札終了後に還付する。
- (5) 入札保証金には、利息を付さない。

5 車両下見会を行う日時及び場所

(1) 日時

- ・令和5年10月31日(火) 午前9時から正午及び午後1時から5時まで
- ・令和5年11月1日(水) 午前9時から正午及び午後1時から5時まで

(2) 場所 下記の通り

| 売却区分番号 | 物件名称 | 場 所 |
|--------|---------------------|------------------------------------|
| R5-1 | スズキ ワゴンR 軽自動車 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-2 | トヨタ コースター マイクロバス | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-3 | 三菱 デリカ 普通自動車 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-4 | ニッサン ADバン 貨物 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-5 | ホンダ ライフ 軽自動車 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-6 | ニッサン アトラス 給水タンク車 | 奈良県桜井市大字外山 51 番地 桜井市上下水道部 屋外駐車場 |
| R5-7 | ダイハツ ハイゼット 軽ダンプ | 奈良県桜井市大字外山 51 番地 桜井市上下水道部 屋外駐車場 |
| R5-8 | いすゞ フェアゴ 福祉車両 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |
| R5-9 | ダイハツ ムーブ 軽自動車 | 奈良県桜井市大字河西 100 番地 旧桜井市立給食センター |

6 入札期間及び方法

(1) 入札期間 令和5年11月21日(火)午後1時から令和5年11月28日(火)午後1時まで

(2) 入札方法

- ・上記「3 一般競争入札の参加申込等」及び入札保証金の納付のすべての手続きを完了した者は、ログインIDで入札金額をKSI官公庁オークション上に登録すること。
- ・入札(入札金額の入力)は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- ・郵便等による入札書の提出は認めない。

7 開札及び落札者の決定

- (1) 令和5年11月28日(火)午後1時以後にKSI官公庁オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のログインID及び売却決定金額をKSI官公庁オークション上に公開する。

8 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金の額と同額とし、落札者が納付した入札保証金を契約保証金に充当することができる。

9 契約の締結

落札者が決定後、桜井市より売買契約書を2通送付するので、落札者は送付された契約書に必要事項を記入・押印のうえ、令和5年12月5日(火)までに桜井市に持参又は郵送により提出し、契約を締結しなければならない。(郵送の場合は、12月5日(火)必着)

なお、期限までに契約を締結しないときは、その落札を無効とし、契約保証金は桜井市に帰属する。

10 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和5年12月12日(火)午後2時30分までに、桜井市が指定する方法により、当該契約に係る売払代金から契約保証金を差し引いた金額を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として桜井市に帰属する。

11 物件の引渡し

売払代金の納付を桜井市が確認した後、売払代金納付時の現状のまま売却物件を引き渡す。なお、引渡しに関する一切の費用(登録費用を含む)は、落札者の負担とする。

1 2 入札の無効及び契約の解除

- (1) 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札、並びに市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。
- (2) 契約に定める義務に違反したとき、桜井市が定める一般競争入札に参加するために必要な資格又は売払代金の納付がないときは契約を解除することがある。

1 3 その他

- (1) 売却財産は動かないものや経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり、充分理解した上で入札すること。また、桜井市は契約不適合責任を負わない。
- (2) 契約締結後に桜井市の責に帰すことができない事由により滅失、き損等が生じた場合、桜井市に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) 契約締結後に、その契約に定める義務を履行しないときは、その損害に相当する金額を損害賠償として桜井市に支払わなければならない。

1 4 お問い合わせ先（入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地）

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市 総務部 管財契約課 契約検査係

電話番号 0744-42-9111（内線 1762）

FAX 番号 0744-42-2656